

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	平成30年6月6日(水) 都庁第一本庁舎北側4階第2入札室	
委員	工学院大学建築学部建築学科教授 弁護士 弁護士	遠藤 和義 (部会長) 森岡 誠 若林 美奈子 計3名(敬称略)
審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年6月30日	
抽出案件計	7件	(備考)
一般競争	4件	
指名競争	1件	
随意契約	2件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<b>&lt;議案1&gt;(高額・高落札事案)</b> 野川大沢調節池工事(その1) [一般競争入札]	
	Q 今回の連続壁を埋め込んでいく工事は、掘り下げやポンプ設備等、今後の工事の業者と同一となる可能性はあるのか。	A 掘り下げの業者については同一となる可能性はあるが、競争入札の結果ならなかった。すでに入札手続きが終了し、仮契約の段階である。
	Q 入札経過調書において、1番札・2番札の入札金額が同じであるが、内訳書の確認は行なっているか。技術点も僅差であるが、点数のつけ方に問題はなかったか。	A 直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費を確認しているが、いずれも金額は異なっている。技術点にも問題はないと考えている。
	Q 契約変更があり、金額がかなり下がったようであるが、その理由は何か。	A 近隣との調整により仮囲いが一部不要になったり、家屋調査の辞退者が生じたためである。現場では条件が変わることがあり、いずれも契約後に判明した事実によるものである。
	Q 予定価格が事前公表であるので、事業者が最低制限価格を予想できそうなものであるが、下回ってしまう事業者がいるのはなぜか。	A 最低制限価格、調査基準価格は、直接工事費や一般管理費等の内訳にそれぞれ率をかけ、それを合計したものであり、総額に一律に率をかけるわけではない。工事ごとに最低制限価格と予定価格との比率は異なっており、予定価格が事前公表されていても正確な最低制限価格は予想しにくい。
<b>&lt;議案2&gt;(高額・高落札事案)</b> 警視庁神田警察署庁舎(29)改築工事 [一般競争入札]		

<p>Q 2者希望で1者辞退であるが、辞退理由は何か。</p>	<p>A 技術者の確保がなされなかったという辞退理由が提出されている。</p>
<p>Q 工期が長いように思われるが、特殊な事情があるのか。</p>	<p>A 鉄骨造でPC版を採用する工法となっており、工期は通常の算出方法により設定を行っている。</p>
<p>Q 契約変更の理由は何か。また今後の変更の可能性はあるのか。</p>	<p>A 東京電機大学の土地を購入したが、建物の基礎が出てきており、その撤去を行うため工期が延びている。ただし、今後大きく延びることはないと考えている。</p>
<p>Q 都心の大規模工事で1者しか応札していない理由はどのように考えるか。また、本件は、入札制度改革試行以前の案件であるが、1者入札の中止や発注者としての努力が必要との議論がされた時期であった。現在改めてこの案件をどのように分析するか。</p>	<p>A 本件の資格確認通知をした時期では、まだ1者入札中止は公表されておらず、事業者の行動に変化があったとは考えにくい。</p> <p>入札契約制度改革の取組としては、1者入札の問題は認識しており、混合入札の導入等を行ったことで、実際の希望者数は増加している。</p> <p>また、積算のための図面提供や入札辞退者への辞退理由の聞き取り・分析等、参加者を増やす取り組みを強化していく。</p>
<p><b>&lt;議案3&gt; (同一事業者長期継続受注事案) 東京都23区以外(島部除く)交通信号機応急工事(年間単価契約)[随意契約]</b></p>	
<p>Q 発注限度額方式であるが、1年間の実際の発注額はいくらであったか。また公表はされているか。</p> <p>意見：年間の発注状況がわからないまま受注者が365日待機するというのは負担が大きい。新規参入を促すためにも、毎年の実績は公表すべき。</p>	<p>A 308件、金額が2億7,385万4,506円となっている。なお、決算ベースで事業合計は公表されているが、個別の案件ごとに事業者にわかる形式では公表していない。</p>
<p>Q 発注限度額方式は何を競争しているのか。</p>	<p>A 個々の項目の予定数量は決まっておらず、項目の単価合計で競っている。</p>
<p>Q 慣れている事業者が、例年発注がない項目の単価を非常に低い価格とし、合計金額全体を引き下げるといったことは可能か。</p>	<p>A 毎年度執行状況を確認し項目の入れ替えを行っている。</p>

<p>Q 23区、多摩ともに同一事業者が継続して落札しているが、発注のブロックを分けるなどの方法は取れないのか。</p> <p>意見：契約手続きの公正さを確保するためにはより多くの事業者が興味を持ち、参加できるよう工事の内容の明確化や工夫が必要。今後の運用状況をしばらく観察していくべき。</p>	<p>A 細分化は逆に業者の参加を阻害したり、金額の上昇の可能性があるが、現在の発注規模が適切と考えている。</p>
<p><b>&lt;議案4&gt; (同一事業者長期継続受注事案)</b>  <b>バス停留所上屋新設等単価請負工事</b>  <b>[随意契約]</b></p>	
<p>Q 参加者が1者のみで、4回見積もり合わせを行っている理由は何か。</p>	<p>A 交通局の入札参加者心得では、見積合わせを原則3回としているが、本件は、予定価格に近付いてきたため、1回分追加し、全4回とした。</p>
<p>Q 他の事業者を指名しなかった理由は何か。</p>	<p>A 結果として1者の応募になったが、本案件は公表し、希望者を広く募った結果であるためである。</p>
<p>Q 特殊な工事でないように思われるが、同一事業者が続くのは、何が原因と考えられるか。</p>	<p>A 道路に建築物を施工するものであるため、交通管理者である警察や民地の所有者からの同意、区の建築審査会の付議等、手続きに手間がかかるためと思われる。</p>
<p><b>&lt;議案5&gt; (1者入札事案)</b>  <b>松沢病院(29)本館1階アルコール依存症外来改修工事[希望制指名競争入札]</b></p>	
<p>Q 10者指名したのに、なぜ1者しか応札しなかったのか、辞退の理由はどのように考えるか。また、9者希望があり、追加で1者任意指名した者の指名理由は何か。</p>	<p>A 辞退した1者から聞いたところでは、本工事は工期が5か月であり、その間専任の技術者を配置するのが厳しいとのことであった。また、指名した1者の指名理由は、工事の格付と近隣区という場所、過去の病院実績で指名を行った。</p>
<p>Q 工期の5か月は厳しいものだったのか。</p>	<p>A 工期は適正と考えているが、金額を考えたときに、工事の期間に対し、金額が低く、採算に合わないと事業者が判断したのではないと思われる。</p>

<p>Q 5か月かかってしまう原因は何か。</p>	<p>A 病院運営を継続しながらの工事であり、工事時間は日中だけに限られる。また、向かい側が検査室であり、音・振動等の配慮も求められる。</p>
<p>&lt;議案6&gt; (1者入札事案) 台東区上野四、七丁目付近再構築工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q 2者希望、1者応札であるが、辞退者の理由は何か。</p>	<p>A 辞退者から、現地で施工箇所を確認したうえで辞退したと聞いている。今回の施行場所が、上野の駅前からアメ横の方向に延びる路線となっており、関係する店舗・通行人対策、電気・ガスの埋設等の調整を考え、厳しいと判断したと思われる。</p>
<p>Q 事前公表で落札率100%というのは、問題があると考えられるが、下水道局では多いのか。</p>	<p>A 同じ枝線の再構築工事では、1者が17%、2者以上が83%である。ただし、競争原理は働いているため、落札率100%でも適正と考えている。</p>
<p>Q 応札する業者を増やす工夫をして、競争を促す努力はしたのか。</p> <p>意見：1者応札100%にならないよう、今後鋭意努力してほしい。</p>	<p>A 積算単価が合わないということがたびたびあるので、本件は対象外だが、施工条件の悪い都心区では単価割増も行っている。</p> <p>他には、施工性の向上に配慮し、マンホール等で二次製品を使って施工できるようにした。</p>
<p>Q 水平方向にボーリングマシンで掘るとするのは、一般的な工法なのか。</p>	<p>A 一般土木を行っている業者ならだれでもできるという工法ではなく、下水道の一定の技術を持つ者でないとできない。技術要件を満たす事業者は19~20者ぐらいと見込まれる。</p>
<p>&lt;議案7&gt; (低入札価格調査を行った事案) 平成29年度辰巳排水機場(再整備)ポンプ設備 製作据付工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 今回の落札率が75%近傍のところからずらっと並んでいる入札結果をどのように考えるか。</p>	<p>A 当時の都の低入札調査では特別重点調査制度があり、この特別重点調査にかからないギリギリの価格で、事業者が入札してきた結果と思われる。</p>

	<p>Q 業者からの見積もりは、予定価格の算出にあたり、どのように処理したのか。</p>	<p>A 平均値をとっている。</p>
	<p>Q 見積り段階で高い金額を出し、予定価格を引き上げることで、それより低い価格で落札したとしても、実際、発注者は本来の金額よりも高い金額を払っている可能性があるのではないか。</p>	<p>A 標準的な案件であれば積算体系で算出できるが、特殊な案件は難しいため、複数業者から見積書をとることにより適正な予定価格の設定に努めている。 また、実際の入札においても、入札の競争性を高めるため、複数の事業者に参加してもらえよう努力している。</p>
	<p>Q 入札金額を低くし、この後の保守契約で取り戻すという可能性はあるのか。また、特命随意契約になった場合、価格の適正さはどのように確保するのか。</p>	<p>A 他の排水機場における過去の保守契約は特命随意契約になっている。緊急時の対応・材料の準備や、責任の所在の明確化のため、今回も同様になると思われる。 特命随意契約となった場合でも、維持管理、保守管理についてはすべて積算基準があるため、適正な価格の算出が可能である。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案7について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	